

## 営業施設の構造設備基準の概要

許可区分		旅館・ホテル営業	簡易宿所営業	下宿営業
営業等の制限		営業日数、宿泊単位の制限なし		
主たる客室の構造	客室面積等 (面積は内寸)	・7㎡以上 寝台(ベッド)を置く場合は、9㎡以上	・客室の延床面積は、33㎡以上 定員10人未満の場合、3.3㎡/人以上で可 ・階層式寝台(2段ベッド等)の上段と下段の間隔は1m以上	1ヶ月単位 ※賃貸契約等、住居の本拠とする場合は旅館業法による下宿営業には該当しない
	構造の注意	窓のない客室は設けないこと。 客室の外部から客室の内部を監視し、又はのぞくことができる設備(換気又は採光のための窓その他の設備を除く。)が設けられていないこと。		
玄関帳場 フロント (代替機能)		宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場又はフロントを設置すること。 なお、次の要件を全て満たす場合は設置不要とする。 ①事故その他緊急時における迅速な対応を可能とする設備、体制(概ね10分程度での対応者の駆けつけ)を整えること。 ②宿泊者名簿の正確な記載*及び宿泊者との間の鍵の適切な受渡しを可能とする設備を有すること。 ③ビデオカメラ等を設置し宿泊者の本人確認と出入りを常時鮮明な画像で確認可能。 ※日本に居住しない外国人はパスポートの写しの保存が必要	①事故やその他緊急時における迅速な対応を可能とする設備、体制(概ね10分程度での対応者の駆けつけ)を整えること。 ②宿泊者名簿の正確な記載*及び宿泊者との間の鍵の適切な受渡しを可能とする設備を有すること。 ※日本に居住しない外国人はパスポートの写しの保存が必要 なお、玄関帳場又はフロント(宿泊しようとする者との面接に適したもの)を設置することは妨げない。	
入浴設備等		近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たす適当な規模の入浴設備(シャワーのみも可)を有すること。		
洗面設備・給水		宿泊者の需要を満たす適当な規模の洗面設備を有すること。洗面設備には飲用に適する水を供給すること。		
暖房設備		施設の規模に応じた暖房設備を有すること。		
換気設備等		適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。		
トイレ		適当な数の便所を有すること。 共用用の便所には、男子用及び女子用の区分があること。	適当な数の便所を有すること。	
調理室		近接して飲食店がある等飲食に支障を来さないと認められる場合を除き、適当な規模の調理室を有すること。		
寝具保管設備		客室の定員数以上の数の寝具を備え、かつ、当該寝具の保管に適した設備を有すること。		
施設の形態等		施設と附属する工作物の外壁又は屋根は、その形態、意匠等が善良の風俗を害するものでないこと。		
遮蔽設備等		施設が学校等の周囲おおむね100mの区域内にある場合は、学校等から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食させるホール若しくは射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。		